

(2) 用語の説明

- ア 屋上 : 建築物の陸屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分。
- カ 建蔽率 : 建築基準法第53条第1項の規定により定めるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合(同条第3項第2号規定する建築物にあっては、当該割合に10分の1を加えた割合、風致地区においては杉並区風致地区条例及び同条例に基づく許可の審査基準による建蔽率の上限)。
- サ 敷地面積 : 建築行為においては、建築基準法施行令第2条による面積。確認申請を提出する際にはその面積。
開発行為においては、都市計画法第4条第13項の定義による開発区域内の建築行為を行おうとする敷地面積。
駐車場及び自転車駐輪場の造成においては、その敷地の面積。
- 樹木 : 高木、中木、低木、竹類及びシュロ。
高木 : 植付け時の高さが3.0m以上の樹木。
中木 : 植付け時の高さが1.5m以上の樹木。
低木 : 植付け時の高さが0.3m以上1.5m未満の樹木。
竹類及びシュロ : 既存であるかどうかにかかわらず緑地面積においてはすべて新規植栽として取り扱う。樹木本数においては緑化完了時の高さが1.5m以上の場合には高さに関わらず中木として、1.5m未満の場合には低木として取り扱う。
- 植栽地 : 樹木、つる植物及び地被植物を集めて植栽してある場所。
- 植栽地面積 : 縁石等で仕切られた植栽地の面積で、基本的に植物が縁石等を覆う場合には縁石等も含む。
- 水平投影面積 : 樹木の枝葉の広がりを真上から地表に投影した面積。
- 接道部 : 道路に接している部分から、垂直に奥行き6m以内の部分。ただし、歩道状空地を設けている場合は、歩道境界から奥行き6m以内をいう。
- 接道部延長 : 道路に接している部分の長さの合計。
- 接道部緑化 : 接道部における樹木を植栽した場所をいい、適切な土幅を確保する。ただし、建築物や塀等で、見通しが妨げられないこととする。
- タ 単独木 : 独立して植栽されたもの。
- 地被植物 : 芝、リュウノヒゲ、タマリユウ等のグランドカバーに用いる植物。

駐車場	: 自動車の駐車のために使用される場所をいい、車両置き場も含まれる。
つる植物	: ツタ・カズラ類等の木性のつる植物。
道路	: 建築基準法で定める道路。
ハ 葉張り	: 樹木の枝葉が、四方に伸びた状況をいう。その平均値を葉張りの長さとして算定する。
壁 面	: 建築物の外壁部分。壁面緑化を行う場合、外壁に沿って補助資材を設置し、外壁を覆うことができるように計画されたものを緑地面積として参入できる。
ベランダ	: 建築物の側面で外部に突出した構造を持ち、出入り可能な部分（バルコニー含む）。
補助資材	: 樹木、ツル性植物を誘引・固定するために用いるもの。
ラ 緑 化	: 植栽基盤に樹木、つる植物、地被植物等の植物を植栽し、育成することをいう。
緑地面積	: 敷地内の樹木の枝葉で覆われた空間の水平投影面積又は植栽地面積。